

平成 25 年 5 月 29 日

## 楽譜の三つの特性について

一般社団法人 日本楽譜出版協会

- 1 : 楽譜出版者は如何にして、読みやすく演奏効果を高める楽譜を製作するかを競っており、高度な創作性を有していることから、同じ作曲家の同じ作品でも出版者によって作り方が異なる。
- 2 : 一般の書籍と異なり、楽譜の場合、教則本や個人の作品集以外の著作物は、一冊が単位ではなく原則として一つの作品が単位の基準になっている。
- 3 : 著作権の消滅したクラシック音楽をはじめとして、それ以外の演歌、ポピュラー、J ポップ等全てのジャンルにおいて、著作権の有無に関係なく著作者を立てずに、各社の編集部門で編纂し、編集部編または出版部編として刊行するものが相当数ある。

以上

# 楽譜出版者の役割と固有の権利について

—音楽文化の発展のために—

2012年（平成24年）2月

一般社団法人 日本楽譜出版協会

一般社団法人 日本楽譜出版協会 (JAMP)  
(Japan Association of Music Publishing)

日本楽譜出版協会の目的及び事業

当協会は、音楽著作物の普及に努め、楽譜出版事業の健全な発展並びに楽譜出版業界全般の融和及び協調を図り、もって音楽文化の発展に寄与することを目的として次の事業を行っています。

- 1：楽譜出版事業に関する調査、研究及び資料の収集
- 2：楽譜出版事業に関する指導及び助言並びに研修会、講習会等の開催
- 3：著作権思想の普及及び楽譜出版者に固有の権利の法制化を推進する運動
- 4：出版流通機構の諸問題に関する調査、対策等
- 5：内外の関係団体との連絡、協力及び協賛
- 6：機関誌等刊行物の発行
- 7：その他当協会の目的を達成するために必要な事業

# 目 次

1 : 楽譜出版者の権利について -----	5
(1) 楽譜出版者の役割 - 音楽文化の担い手として -----	5
(2) 楽譜出版者保護の問題と固有の権利付与について -----	5
2 : 楽譜の製作と複写・複製問題 - 楽譜の版面構成は特殊です -----	7
(1) 楽譜の定義 -----	7
(2) 楽譜の歴史と楽譜の版面製作について -----	7
(3) 楽譜の無断複写・複製問題について -----	8
3 : 楽譜のコピー驚きの実態 -----	9
楽譜の利用状況とコピーに関する消費者調査より	
(1) 調査結果サマリー -----	9
(2) 調査結果の概要 -----	10
(I) 音楽活動の実施率・楽譜の利用率 -----	10
(II) 「楽譜日常利用者」の音楽活動について -----	10
i) 音楽活動の頻度と楽譜の利用 -----	10
ii) 過去半年間でコピーした楽譜の利用状況 -----	11
iii) 楽譜をコピーした理由 -----	12
iv) 過去半年間で楽譜をコピーした総曲数・総枚数 -----	12
v) 楽譜のコピーの違法性に対する認識 -----	13
vi) 年間楽譜コピー数量試算 -----	13
4 : 楽譜コピー問題協議会 : CARS (カーズ) について -----	14
(1) 楽譜コピー問題協議会設立について -----	14
(2) 目的及び事業 -----	14
(3) 楽譜コピー問題協議会 (CARS) の活動について -----	14
(4) 今後の活動について -----	17
5 : 「楽譜出版者への固有の権利付与」による利点 -----	18
6 : 楽譜出版者に付与されるべき権利の内容について -----	18
7 : 楽譜の複写・複製に係る使用料の徴収及び分配等について -----	19
8 : 諸外国の著作権制度について (参考資料) -----	20
(1) 制度の概要 -----	20
(2) 出版契約により出版者が保有する権利の比較 -----	24

## 1 : 楽譜出版者の権利について

### (1) 楽譜出版者の役割 —音楽文化の担い手として—

楽譜出版者が営む楽譜出版事業は、あらゆる音楽活動の基盤となるものであり、音楽の原点にある「楽譜」の存在があつてこそ音楽の創造、演奏、上演が生まれ情操の感化とあいまって、教育を施す手段ともなっています。

そして、音楽家、教育関係者、音楽愛好家等にとって、楽譜は絶やす事のできない大切なマテリアルです。

また、著作者（作詞者・作曲者等）にとっては、「作品」の具現化と証左としての重要な存在感のある大切なプルーフです。

楽譜出版者の役割は、楽譜出版者の発意に基づく音楽著作物（主として楽譜）の企画立案と、法令の確認、権利処理、楽譜の版面構成、編集、印刷、刊行、頒布に至るまで、多岐に渡っていますが、楽譜出版者による出版行為は、音楽文化の所産としての役割は言うまでもなく、音楽著作物の公衆への伝達と普及を図る上で、重要な役割を果たしており、かつ、その出版行為、とりわけ特性を持った楽譜の版面の製作は、実にクリエイティブなものであり、著作者に準じた極めて高度な知的創作性を有しています。

それゆえに、楽譜出版事業の盛衰は、取りも直さず、我が国の音楽文化の発展に影響を及ぼすものと考えます。

### (2) 楽譜出版者保護の問題と固有の権利付与について

今日の、デジタル化、ネットワーク化が進展する中、電子書籍とともに、楽譜の電子化、デジタル配信等の今後の行方が、非常に注視されています。

現在、音楽著作物個々の作品については、著作権法によって保護されていますが、音楽著作物を二次的に利用する場合、即ち楽譜の版面を複製したり、版面をスキャナー等でスキャンしてコンピュータに取り込んで、楽譜をPDF化したものを送信したりすることは、権利制限によって自由に行える場合を除き、著作権者の許可なくしては行えません。

しかし、重要なノウハウを駆使して、特殊性を持った音楽のマテリアルとなる楽譜の版面を製作する楽譜出版者には、何らの保護も認められていないのが現状です。

近年の複写機器の急速な普及に伴って、楽譜の無断コピーが甚に蔓延する中、電子技術を活用し、楽譜の版面を複製して再利用する事が、普遍化しつつありますが、これらの行為に対しても楽譜出版者は、その著作物の利用について何の権利主張も出来ないのが現実です。

周知の通り、1990年（平成2年）6月、文化庁の著作権審議会第8小委員会は、「出版者の保護関係」と題した報告書で、「出版者に固有の権利を著作権法上認めて保護する必要がある」と明記し、結論づけたにもかかわらず、二十余年の歳月を経た現在もなお法制化されていません。

当時の著作権審議会第8小委員会の審議の契機になったのは、増大する著作物の無断複写・複製により被る著作者と出版者の経済的損失の救済にあったとされます。

前項の「楽譜出版者の役割」の項で述べた通り、楽譜出版者が音楽文化の発展に果たす役割と、それが現在危機的な状況にあることに鑑み、楽譜出版産業を保護する必要性が認められ、また、楽譜出版者による出版行為は、単に著作物を公衆への伝達、普及を図るだけでなく、その元となる楽譜の版面の製作行為に特殊な創造性を有していることを認め、楽譜出版者に固有の権利を付与され、他の著作隣接権者（レコード製作者等）と同様に著作隣接権として保護されるべきであると確信いたします。

現行の著作権法第79条において、出版権に関する規定があるものの、本規定は、複製権者である著作者から出版権を設定されてはじめて、出版者にその権利が付与されるものであり、出版者に固有の権利として出版権を付与されたものではありません。

また、著作権法第80条3項の定めにより、出版者は他人に対して、著作物の複製を許諾する事が出来ないことになっているため、第三者が行う複製行為に対して出版権者は、許諾を与えることが出来ない上、それがたとえ無断複製であったとしても、差し止めることが出来ません。

もともと複製権者である著作者から設定された、その権利は頒布を目的とした印刷、刊行等に類する方法に限られており、その前段階の楽譜の版面の製作（五線のサイズ、音符の配列、音符や休符のスペース、音部記号、拍子、調号、演奏記号、音符の大きさ、段の組み方等の構成組み立て）行為に対してではないので、独立した固有の権利であるべき出版者の権利とは、全く意を異にするものであります。

この楽譜出版者の出版行為（楽譜の特殊性に鑑みた版面の製作を含む）というのが、非常に重要であることを考慮すれば、設定権ではなく、著作隣接権として独立した固有の権利が楽譜出版者に付与されるべきだと考えます。

楽譜出版者が主張する出版者固有の権利は、もとより著作者の権利や著作者によるその権利行使を損なうものではなく、また、経済的な面からも著作者に決して不利益をもたらすものではありません。

一方、著作者は、権利者であっても、その大半が個人であるがゆえに、違法行為等に対して、法に訴える事なども負担が重く、権利を行使する手立てがなく有効な措置を講ずることが出来ないのが現実です。

楽譜出版者に固有の権利が認められ、法制化されて楽譜出版者の権利が確立すれば違法な著作物の複製行為に対しても楽譜出版者が独自に対応する事が可能になり、結果的に著作者の権利擁護のために大いに尽くすことも可能になります。また、著作権法第81条2項に定められた「著作物を慣行に従い継続して出版する義務」を果たすことも容易になりますので、国民にとっても大きな利点になるものと確信いたします。

## 2 : 楽譜の製作と複写・複製問題 —楽譜の版面構成は特殊です—

### (1) 楽譜の定義

楽譜とは、音楽を演奏、上演、もしくは、記録、伝達するための音を視覚的に固定させたものであり、一般に西洋音楽に発祥したものを指します。

一般の書籍は、読者と直結していますが、楽譜は、演奏または上演されてはじめて、その目的が果たされます。

### (2) 楽譜の歴史と楽譜の版面製作について

音楽の原点にある楽譜の歴史は、9世紀頃「ネウマ譜」と呼ばれる楽譜の出現によって始まります。

これは、キリスト教ローマ典礼で用いられた「グレゴリオ聖歌」のために考案されたものです。

楽譜は、15世紀まで、手で書かれており、大量の楽譜を綴じて保管していました。機械で印刷された楽譜が初めて、世に出てきたのは、1453年のヨハン・グーテンベルクによる印刷技術の開発から20年後の1473年のことです。当時の印刷技法は、ペトルーシの技法と言われるものでしたが、当初は、五線、文字、音符の順に三度の印刷が必要であったのが、1520年頃のロンドンで、その印刷が、一度でできるようになりました。

楽譜の線が5本になったのは、17世紀に入ってからで、それまで教会の聖歌隊は、音域が1オクターヴなので4本、音域が広い鍵盤楽器は、6本~8本にもなっていました。イタリアのオペラ界において、音楽による楽譜の違いを統一し、煩雑さをなくすために5本が考案され、イタリアから世界に五線譜が広まりました。

五線には、音符や休符以外にも、音部記号や拍子、調号、臨時記号、また、文字を用いて示すものと、それ以外のマークやシンボルによる演奏記号、言葉による標語などがあります。こうして、現在の楽譜の原型である記譜法が定着しました。

17世紀以降、拍子、小節線、音の強弱、テンポ、表情などが、主にイタリア語で表記されるようになり、それが現在まで受け継がれています。

19世紀から20世紀にかけての音楽産業は、主に楽譜出版者が担っていました。従来、楽譜の版面(版下)の製作は、楽譜出版者の指示に基づいて専門の浄書業者が手作業で行っていましたが、20世紀の末頃から21世紀にかけてコンピュータで読み書きできる技術の開発が盛んに行われ、種々のシステムが考案されました。

一方、現存する海外の楽譜出版社とりわけ、ブライトコプフ・ウント・ヘルテル社(ドイツ=1719年創業)、ショット社(ドイツ=1780年創業)、リコルディー(イタリア=1808年創業)、ブージー&ホークス(イギリス=1816年創業)、デュラン(フランス=1869年創業)等の出版社は、バッハ、ヘンデル、ハイドン、モーツァルト、ベートーヴェン、ブラームス、シューマン、ショパン、ロッシニ、ヴェル

ディ、メンデルスゾーン等、幾多の大作曲家の作品を買い上げて、彼らの生活を支えながら、出版活動を続け、今日まで名作の数々を世に遺しています。そして、その過程で、これらの伝統ある楽譜出版社は、競って楽譜に改良を加え、独自の読みやすい楽譜を産み出して来ました。

現在、我が国でも楽譜は、各出版者がそれぞれ独自の考えに基づいて、楽譜の判型、五線のサイズ、音符の大きさ、小節や音符の間隔、段の組み方、頁割り等の構成に留意して浄書するなど、常に演奏効果を高めることに留意して、読みやすく使いやすい楽譜を製作しています。

そのために、楽譜出版者は長年にわたり、蓄積されたノウハウを最大限に駆使して、多額の費用と労力を費やし、楽譜の出版を行っています。

### (3) 楽譜の無断複写・複製問題について

近年、複写機器の飛躍的な発達、普及に伴い、音楽の著作物である楽譜が安易に複写され、無断コピーが、巷に蔓延していることは、楽譜出版者に、その生産意欲の喪失をもたらし、ひいては、音楽を創作する著作者（作詞・作曲家）等の創作意欲を減退させる結果となり、音楽文化の衰退を招く事は必定です。

次項（第3項）の「楽譜コピー」の実態調査でも明らかな通り、複写機器の発達、普及に伴って、楽譜のコピー利用は日常化され、我が国の音楽文化の発展に多大な貢献をしてきた伝統ある楽譜出版産業は、この十数年、売上げの減少が続き疲弊して、非常な危機に直面しています。また、無断コピーの横行により、著作者にとっては、得られるべき著作権使用料の損失という状況が生まれ、看過できない問題となっています。

さらに、著作物の複製に関しては、法制度の問題があります。

著作権法第30条において、私的使用のための複製については、自由利用が認められていますが、第1項において「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」を用いて複製する場合は、その適用が除外されています。

しかし、同法「附則第5条の2」において「当分の間、これらの規定に定めてある自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする」となっており、例外的に自由利用が認められています。

知的財産立国を標榜する我が国において、自動複製機器についての経過措置とは言え、未だにこのような規定が存在することは問題です。

コンビニエンスストア等で、いつでも気軽に楽譜をコピーすることができる時代に無制限にこれを認めることは、無断コピーを一層助長することになりかねません。

また、営利を目的とした複製業者の行為が、権利者の利益を不当に害する恐れもあります。

以上のことから、著作隣接権として楽譜出版者に固有の権利が付与されるのを機会に当該「附則条項」は撤廃されるべきものと考えます。

### 3 : 楽譜のコピー驚きの実態 : 楽譜の利用状況とコピーに関する消費者調査より

—膨大な量の楽譜がコピーされ、楽譜のコピー利用は日常化—

日本楽譜出版協会は、2010年7月～8月にかけて、第三者の専門調査機関に委託して「楽譜の利用状況とコピーに関する消費者調査」を行いました。これによれば、音楽の原点にあり、音楽家、教育関係者、音楽愛好家等にとって絶やす事のできないマテリアルである「楽譜」が、年間2億6千万枚コピーされており、その損害額は、小売価格に換算して「推定65億円」という実態が浮かび上がりました。今後も市販楽譜に代えてのコピー利用の日常化が続けば、著作者、出版者等の権利の侵害と経済的損失は甚大です。以下がそのデータです。

#### (1) 調査結果サマリー

- \* 「日常的に音楽活動をしている」のは全体の1割強、また「楽譜を日常的によく利用している」のは全体の1割弱。若い層ほど音楽活動の実施率、楽譜利用率ともに高い<sup>注</sup>

日常的に何らかの音楽活動をしているのは全体の12.4%、音楽活動の実施率は10代(15～19歳)で28.9%、20代で16.9%と若い層ほど高い。また、楽譜を「良く利用している」は全体の7.4%である。音楽活動と同様に楽譜の利用率も若い層ほど高い。

注：当該調査結果は58,783名から国内人口の男女別年齢構成比率に割り付けて抽出した29,288名を調査対象とする。

- \* 楽譜利用者の8割以上がコピーした楽譜を利用している

楽譜利用者の中で「全てがコピーした楽譜」を使っているのは14.9%、「多くがコピーした楽譜」であるのは22.5%である。「コピーした楽譜を利用したことがない」のは15.2%に過ぎず、この半年間で全体の8割以上がコピーした楽譜の利用経験がある。楽譜のコピー利用が日常化していることが示唆される。

- \* 楽譜利用者の4人に1人は楽譜コピーに対する違法性の認識がない

「特別に認められた場合を除き、楽譜をコピーして利用することは違法になる」ことを「知っている」は40.8%、「何となく知っている」34.1%、「全く知らなかった」25.1%で4人に1人は楽譜コピーに対する違法性の認識がない。

- \* 過去半年間で1人平均11.2曲、41.3枚の楽譜コピー、年間で8,400万曲、2億6,000万枚と試算

過去半年間で実際に楽譜コピーしたことある人の平均コピー曲数は11.2曲、枚数は41.3枚であり、これをもとに試算すると、全国で年間8,400万曲、2億6,000万枚※の楽譜がコピーされていることになる。

※平均枚数から、法的に認められている小中高校の授業用に使われるコピーを除いて試算。

## (2) 調査結果の概要

### (I) 音楽活動の実施率・楽譜の利用率<sup>注</sup>

若年層ほど音楽活動の実施率・楽譜の利用率が高い<sup>注</sup>

日常的に音楽活動を実施しているのは全体<sup>注1</sup>の12.4%。10代(15~19歳)や20代の若年層での実施率が高い。30代以降ではどの年代とも1割程度の人が実施しており、年代による差はない。また、楽譜を「良く利用している」のは7.4%、「たまに利用している」のは9.8%である。楽譜の利用率も音楽活動の実施率と同様に10代から20代の若年層で高い。

注: 当該調査結果は58,783名から国内人口の男女別年齢構成比率に割り付けて抽出した29,288名を調査対象とする。

### (II) 「楽譜日常利用者」<sup>注1</sup>の音楽活動について

#### i) 音楽活動の頻度と楽譜の利用

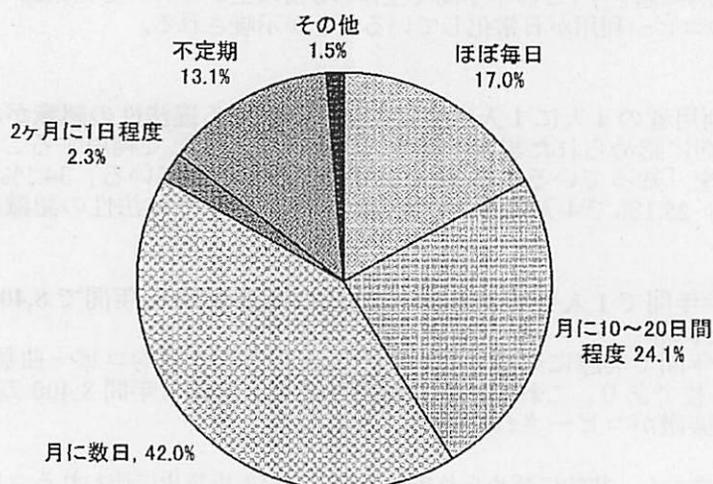
日常的な楽譜利用者の8割以上が月に1日以上音楽活動を行っている。

「楽譜日常利用者<sup>注1</sup>」の音楽活動の頻度は、「ほぼ毎日」が17%、「月に10日~20日間程度」が24.1%、「月に数日」が42.0%で、8割以上が月に1日以上の音楽活動を行っている。

また、「楽譜日常利用者」が半年間で利用した楽譜の平均曲数は23曲、楽譜の平均枚数は31枚である。

図1. 「楽譜日常利用者」の音楽活動について

1ヶ月あたりどのぐらいの頻度で音楽活動を行っているか



矢野経済研究所・日本楽譜出版協会作成

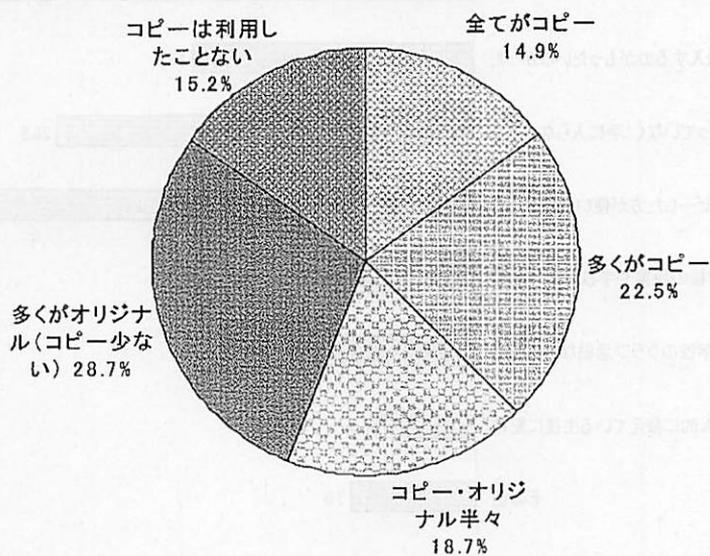
注1: 本調査対象58,783名のうち、日常的に楽譜をよく利用すると回答した2,649名(単数回答)

ii) 過去半年間でコピーした楽譜の利用状況

全体の8割以上がコピーした楽譜を使ったことがある

「楽譜日常利用者」のコピーした楽譜の利用頻度は、「全てがコピーした楽譜」(14.9%)、「多くがコピーした楽譜」(22.5%)、「コピーした楽譜とオリジナルの楽譜が半々」(18.7%)、「多くがオリジナルの楽譜」(28.7%)、「コピーした楽譜は利用したことがない」(15.2%)である。全体の8割以上がコピーした楽譜を使った経験があり、楽譜のコピー利用が日常化していることが示唆される。

図 2. 過去半年間のコピーした楽譜の利用状況について



矢野経済研究所・日本楽譜出版協会作成

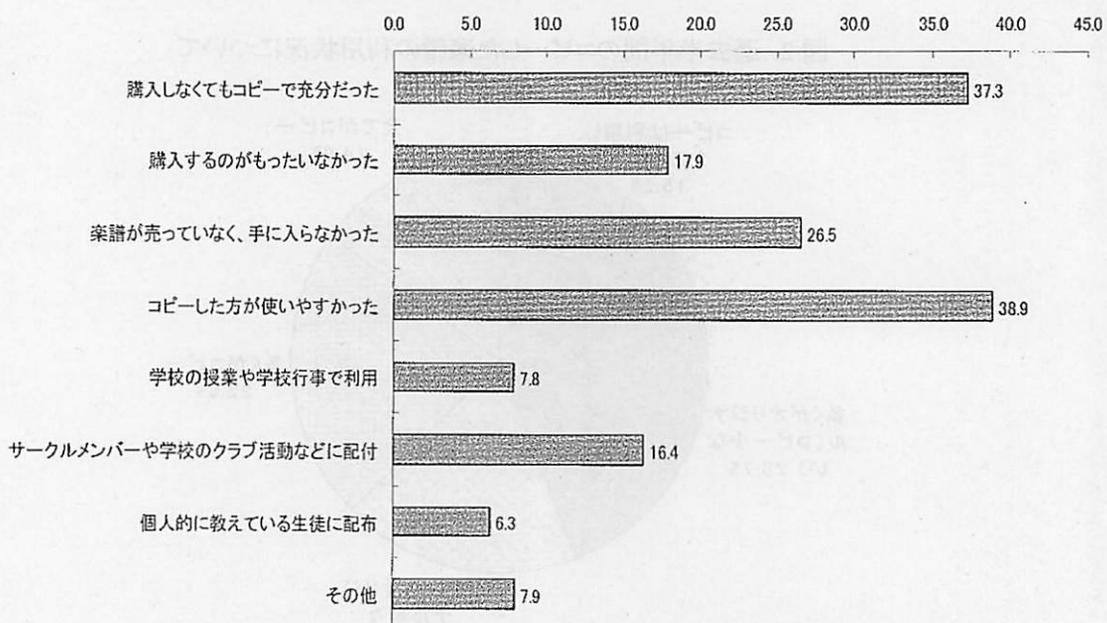
注 2: 本調査対象のうち、日常的に楽譜をよく利用すると回答した 2,649 名(単数回答)

### iii) 楽譜をコピーした理由

「購入するのがもったいない」などの自己都合の理由が多いが、その他の理由もある。

「購入しなくてもコピーで充分」(37.3%)、「購入するのがもったいなかった」(17.9%) などやや自己都合を優先させる理由が多いが、「コピーした方が使いやすかった」(38.9%) という使い勝手を良くするためのコピー理由も多かった。

図 3. 楽譜をコピーした理由について



矢野経済研究所・日本楽譜出版協会作成

注3: 本調査対象 58,783 名のうち日常的に楽譜をよく利用するとした 2,649 名のなかで、過去半年間で実際に楽譜をコピーしたことがあると回答した 1,537 名(複数回答)

### iv) 過去半年間で楽譜をコピーした総曲数・総枚数

コピーした平均総曲数は 11.2 曲、平均総枚数は 41.3 枚～

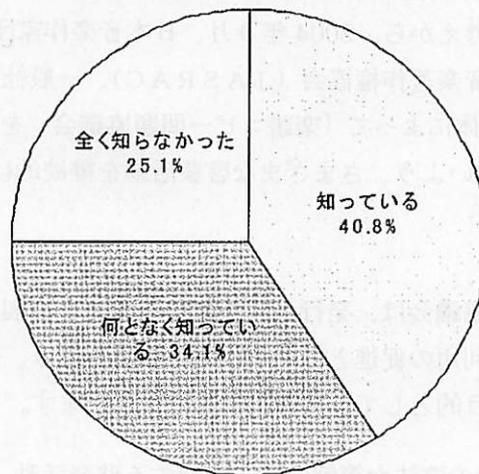
「楽譜日常利用者」のうち、過去半年間で実際に楽譜をコピーしたことのある人の平均総曲数は 11.2 曲、平均総枚数は 41.3 枚だった。年代別に見ても平均枚数には大きな差はない。

v) 楽譜のコピーの違法性に対する認識

楽譜利用者の4人に1人は楽譜コピーに対する違法性の認識がない

「特別に認められた場合を除き、楽譜をコピーして利用することは違法になる」ことを「知っている」は40.8%、「何となく知っている」34.1%、「全く知らなかった」25.1%で4人に1人は楽譜コピーに対する違法性の認識がない。

図4. 楽譜コピーの違法性に対する認識



矢野経済研究所・日本楽譜出版協会作成

注4: 本調査対象 58,783 名のうち、日常的に楽譜をよく利用すると回答した 2,649 名(単数回答)

vi) 年間楽譜コピー数量試算

1年間に楽譜がコピー利用される量は8,400万曲、2億6千万枚と試算

本調査結果から、全国で1年間に楽譜がコピーされる数量を試算すると(小中高校の授業用コピーを除く)、8,400万曲、2億6千万枚になる。全てが違法コピーというものではなく、合法的なものも含まれているが、楽譜利用者において、コピー利用が日常化しており、現状で膨大な量の楽譜がコピーされているものと推察する。

本資料における著作権やその他本資料にかかる一切の権利は、株式会社矢野経済研究所、および日本楽譜出版協会に帰属します。本資料内容を転載引用等されるにあたっては、(株)矢野経済研究所 営業本部 広報宣伝グループ  
TEL: 03-5371-6912 E-mail: press@yano.co.jp HP(<http://www.yano.co.jp>) 迄お問合せ下さい。

Copyright © 2010 Yano Research Institute Ltd. and Japan Association of Music Publishing

## 4：楽譜コピー問題協議会：CARS（カーズ）について (Consultative Assembly on Reprographic problems of Sheet music)

### (1) 楽譜コピー問題協議会設立について

音楽の原点にある楽譜の無断コピーは、音楽を創作する著作者（作詞者・作曲者）などの権利者、及びその楽譜を発行する楽譜出版者の双方にとって極めて深刻な問題です。それだけに著作者などの権利者、音楽の著作権を管理している著作権管理事業者、楽譜の出版・販売を行う楽譜出版社が、連携してこの問題に取り組むことが重要であるとの考えから、2004年9月、日本音楽作家団体協議会（FCA）一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、一般社団法人日本楽譜出版協会（JAMP）の3団体によって「楽譜コピー問題協議会」を設立し、発行された楽譜が無断コピーされないよう、さまざまな啓蒙活動を継続的に行っています。

### (2) 目的及び事業

楽譜コピー問題協議会は、発行された楽譜の違法な複製を防止するための活動を通じて楽譜の適正利用の促進と音楽著作権の擁護を図り、もって音楽文化の普及発展に資することを目的として、次の事業を行っています。

- 1：発行された楽譜の違法な複製の防止に関する啓発活動
- 2：発行された楽譜の違法な複製に関する調査研究
- 3：各種関係団体、音楽関係者等との交流及び情報交換
- 4：その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (3) 楽譜コピー問題協議会（CARS）の活動について

#### I) 楽譜のコピーについて

楽譜は音楽を演奏、上演するためにはなくてはならないものです。にもかかわらず、楽譜の発行部数は年々減少しています。その原因のひとつに楽譜の無断コピー問題があります。安易な無断コピーが拡がり店頭などで販売されている楽譜が購入されなくなると、新たな楽譜の発行、及び出版の継続が困難になり、ひいては、音楽家、教育関係者、音楽愛好家等が楽譜を入手することができなくなるという事態を引き起こしかねません。

そこで、当協議会は、楽譜のコピー問題について関係者に理解を深めて頂くため、リーフレット「音楽と楽譜と森のなかまたち」、「楽譜のコピーQ&A」やロゴマーク「LOVE THE ORIGINAL」を制作し、教育機関、音楽利用団体および個人の方々へ送付するなどの活動を行っています。

楽譜をコピーする場合は、作曲者・作詞者など著作権者の許諾が必要です。適正な楽譜の利用を推進していくことが実り豊かな日本の音楽文化の発展につながるものと信じ、楽譜の無断コピー防止に向けて様々な啓発活動を展開しています。

## II) リーフレットの紹介



楽譜が音楽文化の中で担う役割と著作権の大切さを絵本仕立てで説明します。

楽譜コピーの問題について、合唱部の高校生が直面するケースを例に、正しい対応の仕方を Q&A 方式で説明しています。

## III) 活動の履歴

- 2011.3 携帯サイトを開設。
- 2010.10 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第9回（特別篇）をホームページに掲載。ゲストは、東海大学附属本田幼稚園の高橋功園長、石橋宏之氏。
- 2010.4 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第8回をホームページに掲載。ゲストは、フォトグラファー、ライターの山口敦氏。
- 2010.3 日本作曲家協議会主催「キッズ BOX ピアノ・コンサート～第25回こどもたちへ」を後援。
- 2010.3 ホームページに「楽譜をお探しの方へ～リンク集」を開設。
- 2009.5 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第7回をホームページに掲載。ゲストは、中央大学音楽研究会グリークラブ副学生指揮者の菅野章平氏、東洋大学白山グリークラブ前楽譜部長の加藤雄一朗氏、大正大学混声合唱団副学生指揮者の高橋雄太氏。
- 2009.3 チラシ「楽譜の無断コピーはやめましょう」を制作。
- 2009.3 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第6回をホームページに掲載。ゲストは、大阪音楽大学准教授、指揮者の高橋徹氏。
- 2009.2 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第5回をホームページに掲載。ゲストは、音楽教育家、音楽プロデューサー、詩人の大谷恵美氏。
- 2008.11 小森昭宏 CARS 代表幹事が、岡山県倉敷市で開かれた全国音楽高等学校協議会の全国大会で、「楽譜コピーに関するアンケート結果から」と題する講演を実施。
- 2008.10 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第4回をホームページに掲載。ゲストは、日本ピアノ教育連盟会長の小林仁氏。

- 2008.9 第 61 回全日本合唱コンクール全国大会のプログラム、および第 10 回「全日本高等学校吹奏楽大会 in 横浜」プログラム、全日本吹奏楽連盟の会報「すいそうがく」に、広告「楽譜をコピーする前にルールどおりか確かめよう」を出稿。
- 2008.3 毎日新聞の朝刊（全国版）に 2 段、夕刊（東京版）に 4 段 1/4 の広告「楽譜をコピーする前にルールどおりか確かめよう」を出稿。
- 2008.3 対談「楽譜コピーについてこう考える」の第 2 回をホームページに掲載。ゲストは、榊全音楽譜出版社会長の田中明氏。
- 2007.12 ホームページのデザインをリニューアル。キービジュアルに、イラストレータ、京都精華大学非常勤講師の大高郁子氏のイラストを採用。新コンテンツとして、対談「楽譜コピーについてこう考える」をスタート。第 1 回のゲストは、日本合唱指揮者協会(JCDA) の古橋富士雄理事長。ブログ「楽譜 de 散歩 CARS メンバーズだより」(毎週金曜日更新)を開設。
- 2007.11 全国音楽高等学校協議会の協力のもと、加盟校に対し「楽譜コピーに関するアンケート調査」を実施。
- 2007.10 ミュージックトレード社の座談会「音楽著作権と楽譜コピー問題」に小森昭宏代表幹事が出席（この模様は、同社発行の「ミュージックトレード」に掲載された）。
- 2007.9 東京都小学校音楽教育研究会主催の会合において、「著作権および楽譜コピーについて」～楽譜等の使用について意識を高めよう～と題する講義を実施。
- 2007.8 クラブ活動や音楽サークルなどで、今、楽譜がどのように利用されているか、また楽譜の無断コピーを防止するにはどのようにしたら良いかなどを、楽団・合唱団を指導する先生方や関係者の方々、楽譜出版・販売事業に携わるスタッフに尋ねるコーナーを開設し、継続して行っています。
- 2007.2 著作権の手続きが必要な場合とそうでない場合を Q & A 形式で分かりやすく解説するリーフレット「楽譜コピーQ&A」を制作。（社）全日本吹奏楽連盟の傘下団体および、（社）全日本合唱連盟の傘下団体ほか、音楽関連団体・個人等への配布を開始。
- 2005.9 ホームページを開設、ロゴマーク「LOVE THE ORIGINAL」を制定。リーフレット及びロゴマークについては、ホームページからダウンロード可能とした。
- 2005.3 楽譜の違法コピー防止を呼びかけるリーフレット「音楽と楽譜と森の仲間たち」を制作。全国の小・中学校ほか、音楽関連団体・個人等への再配布を開始。



#### (4) 今後の活動について

##### I) リーフレット・チラシ等の配布

###### \*リーフレットの配布

関係団体、教育機関、楽譜出版社、楽譜流通・販売事業者、コンサート・コンクール関係者などに対して、リーフレットを15,000部配布し、楽譜コピーに関する啓発、CARSの認知拡大を図る。

###### \*チラシの配布

関係団体、教育機関、楽譜出版社、楽譜流通・販売事業者、コンサート・コンクール関係者などに対して、チラシを50,000部配布し、楽譜コピーに関する注意喚起、CARSの認知拡大およびPCサイト、携帯サイトへの誘導を図る。

###### \*新冊子の制作、配布

ホームページに掲載している対談「楽譜のコピーについてこう考える」を活用して新冊子を作成、5,000部配布し、楽譜コピーに関する興味喚起、CARSの認知拡大、およびPCサイトへの誘導を図る。

##### II) 音楽雑誌、団体機関紙等への広告掲載

教育関係、合唱関係、吹奏楽関係を中心に、幅広い分野の音楽雑誌、団体機関紙等に広告を掲載し、購読者に対して、楽譜コピーに関する注意喚起、CARSの認知拡大、およびPCサイト、携帯サイトへの誘導を図る。

##### III) PCサイト、携帯サイトの活用

###### \*PCサイトの活用

「楽譜・歌詞のコピーに関するQ&A」などのコーナーを継続して掲載し、アクセス者に対して、楽譜コピーに関する啓発を図る。

対談「楽譜のコピーについてこう考える」、ブログ「楽譜 de 散歩～CARSメンバーだより」などのコーナーを更新し、アクセス数の増加を図る。

###### \*携帯サイトの活用

クイズ「楽譜コピーYes? No?」のコーナーを継続して掲載し、楽譜コピーに関する興味喚起、CARSの認知拡大、およびPCサイトへの誘導を図る。

##### IV) 講習会等への講師派遣

教育機関などの講習会等へ講師を派遣し、楽譜コピーに関する啓発、CARSの認知拡大を図る。

##### V) 調査研究

IT 技術の進歩等に伴う、新たな方法による楽譜の無断複製、流通に関する調査研究、および関係団体等との情報交換、意見交換を行う。

## 5 : 「楽譜出版者への固有の権利付与」による利点

法制化により著作者並びに一般国民にどのような利益をもたらすか

### (1) 著作者の創作基盤の安定

著作者個人が対応せざるを得なかった違法行為等の権利侵害についても、楽譜出版者への権利付与によって楽譜出版者が自ら実効性のある対応を行うことが可能になり、結果として著作者の権利擁護に寄与することができます。

また、これにより著作者の創作基盤も安定するため、作品の創作意欲も増進されるものと考えます。

### (2) 楽譜出版の多様性の確保

楽譜の違法な複製を防止するための運動が、より実効あるものとなり、これが市場の活性化に繋がり、楽譜販売の伸張に寄与できるため、結果として出版事業の基盤が安定し、ひいては著作者の利益確保にも寄与することができます。

また、楽譜出版事業の基盤が安定する事により、出版の継続、再生産等が、容易になり、楽譜出版の多様性が確保され、国民にとって大きな利点となります。

### (3) 著作者の権利擁護

デジタル化、ネットワーク化が進展する中、楽譜の違法複製の増加が懸念されますが、楽譜出版者への権利付与によって楽譜出版者がその違法行為に対して差し止めすることも可能になるため著作者の権利擁護に寄与することができます。

### (4) 楽譜の充実した流通の確立

楽譜出版者の保護が図られることにより、楽譜出版事業への投資が、活発になるため良質な企画の創造が期待できます。また、電子書籍の伸張等が、楽譜出版コンテンツの新たなビジネスモデルの確立にも繋がり、充実した流通が確立されれば国民にとって大きな利点となり、ひいては、音楽文化の発展に寄与する事ができます。

## 6 : 楽譜出版者に付与されるべき権利の内容について

- (1) 保護の対象：発行された著作物（楽譜）の版（当該著作物の製作のために生成されたデータ及び当該著作物から派生したデータ）
- (2) 権利の帰属：著作物を発意と責任をもって発行した者
- (3) 保護の始期：当該著作物が発行されたとき
- (4) 保護期間：現行の著作隣接権に準じる
- (5) 権利の範囲：複製権、譲渡権、貸与権、公衆送信権（送信可能化を含む）

## 7：楽譜の複写・複製に係る使用料の徴収及び分配等について

### 一 楽譜の特殊性と利用者の利便性を考慮して一

著作隣接権として「楽譜出版者に固有の権利」が創設され、著作権に加え楽譜出版者の権利を処理することになった場合に、その利用に応じて、出版者自身が、対価を徴収するという権利行使の方法は、困難であり実際的でないので、集中処理機関を設けて、管理する方法を採用することとし、楽譜の「複写権センター」を設立するか、もしくは、既存の音楽著作物の「著作権管理事業者」に使用料の徴収・分配に関する管理部門の設置を要請して、本業務を委託する方法とが考えられますが、利用者の利便性（著作権使用料と複写・複製のための使用料の徴収・分配業務の一元化を可能とする）を考慮して、後者の音楽著作物の著作権管理事業者に委託する方法が良策であると考えます。

また、楽譜の複写・複製に係る対価を、どのような方法で算定するか、徴収及び分配はどのような方法で行うか等については、利用者の意見に十分配慮し、社会的な事情をも十分考慮して、双方が納得のいく方法で、決めるようにしたいと考えています。

なお、著作権法における権利の制限規定によって、著作物等の自由利用ができる場合がありますので、業務遂行に当たっては、この点を厳格に理解し、正当で公平に行われるよう配慮いたします。

## 8 : 諸外国の著作権制度について (参考資料)

### A. 法制度に係る状況について

- ・著作権法において「発行された版の印刷配列」「著作物の発行された版」の複写に係る権利を発行者に付与。(英、豪)
- ・著作権法において排他的被許諾者に訴権を付与。(英、豪、米)
- ・出版法において出版権(排他的権利)を出版者に付与。(独)

### B. 出版契約の状況について

- ・出版契約において出版者が著作権(出版のみならず二次利用を含む)の譲渡を受ける事例が多い(英、豪、米、独、仏、伊、西)

### (1) 制度の概要

国別	調査結果
イギリス	<p>(1) 発行された版の印刷配列に係る権利</p> <p>発行された版 (published edition) の印刷配列 (typographical arrangement) は著作権法上保護対象 (1956 年～)。</p> <p>①対象著作物：文芸、演劇、音楽の著作物の発行された版</p> <p>②権利の帰属：発行者 (複数の場合は共同著作)</p> <p>③保護の範囲：版の体裁やレイアウトに関する技能や労力の投資の保護や補償を質的に判断</p> <p>④保護期間：当該版が最初に発行された暦年の終了から 25 年間</p> <p>⑤権利の内容：複製 (配列のファクシミリ複製物※の作成)、複製物の公衆への配布</p> <p>※「縮小され、又は拡大された複製物を含む」とされている。</p> <p>(2) 発行に係る権利</p> <p>著作権の保護期間消滅後にそれまで発行 (公衆が著作物を利用できる状態におくこと) されたことのない著作物を発行することは著作権法上の保護対象 (著作権に相当する財産権を有する)。</p> <p>①対象著作物：1-1①に加え、美術、映画の未発行の著作物</p> <p>②権利の帰属：当該著作物の発行者</p> <p>③保護期間：当該著作物が最初に発行された年の終了から 25 年間</p> <p>④権利の内容：1-1⑤に同じ</p> <p>(3) 出版契約により出版者が保有する権利</p> <p>著作権法には、出版契約において出版する権利を設定する場合の効果に関する規定あり。これによれば、独占的ライセンス・非独占的ライセンスのいずれの場合もライセンシーである出版者は形式要件を充足していれば単独で訴訟の提起可。</p> <p>⇒2参照</p>

<p>オーストラリア</p>	<p>(1) 著作物の発行された版の著作権</p> <p>著作物の発行された版 (published editions of work) は著作権法上保護対象 (1968年～)</p> <p>①対象著作物：著作権が存続しているか否かに関わらず著作物全般  ②権利の帰属：著作物の版の発行者  ③保護期間：当該版が最初に発行された暦年の終了から25年間  ④権利の内容：当該版の複写によるコピーを作成する排他的権利</p> <p>(2) 出版契約により出版者が保有する権利</p> <p>著作権法には、出版契約において出版する権利を設定する場合の効果に関する規定あり。これによれば独占的ライセンスを受けた者は、利用許諾が権利譲渡であれば訴訟提起の権利を有しまた同様の救済を得ること等ができる。ただし、裁判所の許可のない限り、著作権者を原告又は被告として追加しなければ訴訟を続行できないなどの制約あり。</p> <p>⇒2 参照</p>
<p>アメリカ</p>	<p>出版契約により出版者が保有する権利</p> <p>著作権法には、出版契約において出版する権利を設定する場合の効果に関する規定あり。これによれば適切な著作権の登録を前提として、著作権に基づくライセンシーのうち独占的なライセンシー及び独占的ライセンスのライセンサーは訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>⇒2 参照</p>
<p>ドイツ</p>	<p>(1) 出版法</p> <p>ドイツでは著作権法とは別に出版法を定め、出版者の権利および出版契約に関する著作者と出版者の法律を規定。ドイツにおける出版権は出版契約において契約の両当事者の合意により設定される排他的権利と規定されている (※)。</p> <p>※これは著作物の円滑な出版を促すための権利であり、著作者乃至著作権者の財産的利益を保護するための権利であって、必ずしも出版者を保護することを一義的に目的とする権利ではない。</p> <p>(2) 出版者の権利</p> <p>出版者固有の権利ではないが、著作権の保護期間が満了した未発行の著作物に限定して、その著作物を発行する者 (法律用語としての「出版者」とは区別されている) は排他的権利である著作隣接権を享有することができる、とされている。</p> <p>①著作物の種類：著作権が消滅し、行方不明となっていたあらゆる種類の著作物</p>

	<p>②保護期間：著作物の発行後 25 年まで。</p> <p>(3) 出版契約</p> <p>出版法において出版契約とは、「文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、著作物を自己の負担において複製または頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う。」(1条)とされている。また、著作権は、著作物の複製・頒布についての排他的権利であり(8条)、出版者は、作成者および第三者に対し、著作権の保護に必要である限り、著作権の保護のために法律によって定められている権限を行使することができる(9条2号)、とされている。</p>
フランス	<p>(1) 出版者の権利</p> <p>遺作著作物の発行が、保護期間満了後に行われる場合、その財産的利用権は、その著作物の所有者(所有して発行する発行者乃至出版者)に帰属する(ドイツ法と異なり著作隣接権ではない)。</p> <p>①保護期間：発行後 25 年間</p> <p>(2) 出版契約</p> <p>著作権法において出版契約とは「精神的著作物の著作者またはその権利承継人が、その著作物の発行および頒布を出版者が確保することを条件として、その著作物の複製物を多数製造し、または製造させる権利を、一定の条件にしたがって、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約」(132-1条)とされている。</p> <p>なお、著作者については、「譲渡した権利の平穩で、別段の取決めがない限り排他的な行使を、出版者に保証しなければならず(132-8条1項)」、「この権利を尊重させ、かつ、加えられるいずれの侵害に対してもこの権利を守る義務を負う(132-8条2項)」とする規定がある。</p>
イタリア	<p>(1) 出版者の権利</p> <p>①著作者の経済的利用権消滅後に発行され、または公衆に伝達される著作物に関する権利</p> <p>著作権の保護の消滅後、以前に出版されたことがない著作物を初めて適法に発行し、または公衆に伝達する者は、著作者が有する著作物の経済的利用権と同様の排他的利用権を享有する(85条の3、1項)。保護期間は、適法な発行から 25 年。</p> <p>②公有著作物の文化的および学術的な出版に関する権利</p> <p>批評的または分析的評価から生ずる著作物の排他的利用権を有する(85条の4、1項)。保護期間は、適法な発行から 20 年。</p>

	<p>(2) 出版契約</p> <p>著作権法において、出版契約は「著作者が、出版者の費用により、印刷によって知的著作物を発行する権利の行使を出版者に許与する契約」とされている。イタリア著作権法の下では、出版に関する著作物の「利用権」の1つとして理解されており、必ずしも排他的権利ではない。</p>
<p>スペイン</p>	<p>(1) 出版者の権利</p> <p>①公有に帰した未発行の著作物の発行者に、著作者と同様の利用権を認めてこれを保護するとともに、特定の利用について排他的利用権を認めている（129条，130条）。保護期間は適法な発行のときから25年。</p> <p>②著作物の保護期間が満了しているか否かにかかわらず、著作物における印刷配列やレイアウトなどが出版上の特徴として独自性を有すると認められる場合には著作隣接権としての保護が規定されており、その著作物の発行者は、当該出版物の複製、頒布および公の伝達を許諾する排他的権利を享有することができる（129条2項）。保護期間は発行後25年。</p> <p>(2) 出版契約</p> <p>スペインにおける出版契約では、自己の著作物を複製する権利、および頒布する権利を、経済的な対価と引き換えに、出版者に許与する一方、出版者は、合意した条件に遵うことを条件として、自己の計算および責任において、著作物を出版しなければならない（58条）こととされている。なお、イタリア同様排他的権利ではない。</p>

(2) 出版契約により出版者が保有する権利の比較

	イギリス			オーストラリア			アメリカ		
	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス
署名による書面の要否	必要	必要	不要(訴権なし)	必要	必要	不要	必要(204条)	必要(204条)	不要(口頭・行為・黙示も可)
譲渡性(サブライセンス含む)	○	△(契約内容による)	△(契約内容による)	○	△(契約内容による)	△(契約内容による)	○	△*1	△(契約内容による)
対抗要件	二重譲渡の場合、先の譲渡が優先する*2	一定の要件の下、新権利者にライセンスを対抗できる*3	一定の要件の下、新権利者にライセンスを対抗できる	—	—	—	登録の具備等(205条(d))	登録の具備等(205条(d))	書面性の具備等(205条(d))
支分権を対象とすること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
著作権者またはライセンス者の訴権	○	○(101条)*4	△(101A上の要件を充足する場合は可能)	—	○(ライセンス者のみ、119条)	×	—	○(ライセンス者のみ)*5	×
著作物の取扱い(作品の変更等の可否)	○(但しモラル・ライツの保護がある)	△(契約内容による)	△(契約内容による)	○(但しモラル・ライツの保護がある)	△(契約内容による)	△(契約内容による)	○(但しモラル・ライツの保護がある)	△(契約内容による)	△(契約内容による)
サブライセンス者の訴権	—	×(101条の解釈)	×	—	×	×	—	×	×
地域的な限定	—	—	—	○(196条)	○*6	△	—	—	—
将来の著作権に対する効果	○	×(101条の解釈)	×	○(197条)	—(規定なし)	—(規定なし)	—	—	—

出典(1、2共)：平成22年度文化庁委託事業 諸外国の著作権法等における出版社の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究 報告書(平成23年3月 WIP ジャパン株式会社)

\*注

- Harris v. Emus Records Corp., 734 F.2d 1329 (9th Cir.1984). エリック・シュワルツ著・前掲注(226)97頁は「ライセンス者が権限を与えない限り、非独占的ライセンスは第三者に対してその権利を与えることができないが、独占的ライセンスにはそうした制限はない」とする。ただし、Gardner v. Nike Inc., 279 F.3d 774, 781 (9th Cir. 2002)は、著作権者の同意なしに他の当事者にサブライセンスをすることはできないと判断している。山本・前掲注(235)181頁は、同判決によると、17 U.S.C. § 201条(d)(1)が著作権可分性の原則に従って、著作権者が分割譲渡できることを規定し、17 U.S.C. § 201(d)(2)はその譲受人が自ら訴訟を提起することを規定するにとどまるとし、独占的ライセンスの場合は著作権者の同意がなければ、自己の権利を第三者に譲渡することはできず、また同様の論理から、サブライセンスもできないと思われると説明している。
- Michael Flint et al.(n 105)188. 著作権の保有者であるOがAに著作権をいした後、Bにも譲渡した場合、OはBへの譲渡のときに無権利者であるから、Aに対する先の譲渡についてBに通告がなされていたかどうかに関係なく、BはOに対して契約に基づく救済を主張できるだけでであると説明されている。
- 独占的ライセンスがいる著作権が譲渡された場合、譲受人に対して、現実の通告(actual notice)または擬制通告(constructive notice)がなされている場合には、ライセンス者は譲受人に対抗できる。通告がなされていない場合、ライセンス者は権利を対抗できない。Michael Flint (n 106)188.
- 但し、ライセンス者の訴訟参加が必要な場合がある。CDPA 1988, s 102(2)
- ライセンス側も、著作権に基づく排他的権利の受益的保有者として、著作権侵害者を訴える権利を有している。17 U.S.C. § 501(b).
- Australian Copyright Act 1968. S 196(2)は、地域的な限定を加えた著作権の譲渡を認めているが、ライセンスについては述べていない。しかし、実務ではs196(2)の限定はライセンスの場合も含むように幅広く理解されているようである。Cf Colin Golvan (n212) 168-169

楽譜出版者の役割と固有の権利について  
—音楽文化の発展のために—

---

2012年（平成24年）2月1日発行  
2013年（平成25年）6月1日第3刷

一般社団法人 日本楽譜出版協会  
発行者 佐々木隆一  
〒101-0021  
東京都千代田区外神田 2-18-21 楽器会館 4F  
TEL&FAX. 03-3257-8797  
E-mail : ofc@j-gakufu.com  
<http://www.j-gakufu.com/>

---